

## 全国通訳案内士の業務において旧姓の使用を認めてほしい

### 1 行政相談

国家資格「全国通訳案内士」試験に合格し、都道府県の窓口で登録申請する際、旧姓での登録を希望したが、受理してもらえなかった。観光庁に申し出たが、全国通訳案内士の業務において旧姓を使用することはできず、旧姓での登録は認められないとの説明だった。

同庁では、①全国通訳案内士の登録申請書には戸籍名を記載する必要があり、業務で使えるのも登録した氏名である、②通訳案内士検索サービスで公開する氏名や、研修を受講する際の氏名も同様である、③登録証には、戸籍名の後ろに括弧書きで旧姓を併記することを認めている、としている。

しかし、全国通訳案内士は、業務を行う前に、案内を受ける者に登録証を提示することとされており、登録証に旧姓を併記した場合、混乱が生じるおそれがある。また、婚姻の有無という不要な個人情報をさらすことになる。

全国通訳案内士の業務において旧姓が使用できるようにしてほしい。また、登録証に記載する氏名と、通訳案内士検索サービスにおいて公開される氏名について、旧姓のみで記載できるようにしてほしい。

※ 「全国通訳案内士の業務において旧姓が使用できるようにしてほしい」という点について、相談者に確認した結果は、以下のとおり。

- 全国通訳案内士を旧姓のみで登録することについては固執していない（戸籍名や旧姓併記での登録で差し支えない）。旧姓のみで業務ができるよう制度的な担保が要望。
- 具体的には、登録証に記載する氏名を旧姓のみとしてほしい。その理由として、旧姓併記により業務とは無関係の婚姻という個人情報を晒すことへの抵抗感、外国人の顧客や旅行者・ホテルなどの取引先において混乱が生じることへの懸念。また、本人が旧姓を名乗った場合に発生する不利益（登録情報検索サービス等において旧姓で検索しても該当しないなど）を解消してほしい。

### 2 前回会議までの主な意見

- 法令において氏名を書くこととされている場合、戸籍上の氏名と解釈するのが一般的ではないか。
- 登録簿は旧姓との併記、登録証は旧姓のみの表記とすることはできないか。
- 登録簿に戸籍上の氏名があれば、同一性の確認はできるので、本人の人格権を考えると、登録情報検索サービスや登録証については旧姓のみの記載を認めるのが昨今の趨勢だと思う。
- 旧姓併記ではなく、旧姓のみでの登録を可能とすべきかは、通訳案内士だけではなく、他の国家資格等の動向もにらみながら考えていく必要がある。
- 旧姓で通訳案内士としての活動ができるようにするには、法改正でなくても、様々なやり方がありうらと思う。
- 旧姓併記を希望した場合、その記載方法等は各都道府県の判断に委ねているとのことだが、都道府県の独自性を認める分野でもないもので、統一化することが利用者の便宜になるのではないか。記載方法の統一化が進んでくれば、検索の仕方でヒットしないということも自ずと解消すると思う。
- 希望者が旧姓で仕事ができるようにするためには、旧姓併記が可能であることが認知されるよう、どのように周知するかが大事ではないか。

### 3 他の国家資格の対応状況

#### (1) 希望に応じ、旧姓のみでの表記としている例

以下の例においては、旧姓が併記された公的書類において、新旧の氏名の確認を行うことによって、旧姓のみでの表記を認めている。また、関係法令の改正は行っておらず、いずれも運用上での対応としている。

##### ① 旧姓を記載した免状を交付している例

<液化石油ガス設備士> (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)

- 液化石油ガス設備士試験に合格した者は、都道府県知事から液化石油ガス設備士免状の交付を受けることができる (法 38 条の 4①、②)。
- 都道府県知事に提出する申請書 (施行規則様式第 51) の氏名に「旧姓」を記載すれば、旧姓により免状を交付。
- 経済産業省では、「液石法上、旧姓の使用を制限する規定はなく、旧姓の使用が可能」、「現在の姓を旧姓に氏名変更することについても液石法上、これを制限する規定はなく、旧姓への氏名変更が可能」な旨HPに掲載するとともに、都道府県に対し周知 (令和 3 年 9 月)

<電気工事士> (電気工事士法)

- 電気工事士試験に合格し、経済産業省令で定める実務の経験を有する者等は、都道府県知事から電気工事士免状の交付を受けることができる (法 4 条)。
- 経済産業省では、「住民票に旧姓併記がなされていた場合、戸籍上の氏名との同一性の確認がとれるため、法令上の「氏名」について旧姓も可と解釈」としており、「電気工事士免状に記載する氏名は、令和 4 年 1 月 1 日付けの申請から旧姓使用が可能。
- 旧姓による資格の交付を希望する場合には、旧姓が併記された住民票を添付し、都道府県に提出する交付申請書 (施行規則様式第 2) の氏名を旧姓で記入することにより、交付申請書の氏名がそのまま記載」される旨HPに掲載。

##### ② 旧姓を記載した登録証等を交付している例

<中小企業診断士> (中小企業支援法)

- 経済産業大臣は、登録簿を備え、中小企業診断士試験に合格し、経済産業省令で実務の経験その他の条件に適合する者に関する事項を登録 (法 11 条)。  
登録すべき事項は氏名等 (中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則 7 条)
- 経済産業大臣に提出する申請書 (規則様式第 1) に旧姓使用を希望する旨を記載すれば、登録証 (規則様式第 3) を旧姓で表記。

<通関士> (通関業法)

- 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いて通関業務に従事させようとするときは、氏名等を財務大臣に届け出て、確認を受け

なければならない（法 31 条）

- 通関士確認届（税関様式 B 第 1320 号）及び従業員等の異動（変更）届（税関様式 B 第 1180 号）について、旧姓の使用を希望する場合は、旧姓を記載できることとしている。

③ 士業団体に「変更届」や「旧姓使用申請書」等を提出することによって旧姓の使用を認めている例

<行政書士、弁護士、外国法事務弁護士、税理士、弁理士 等>

(2) 旧姓を併記した登録証等を交付している例

<宅地建物取引士>（宅地建物取引業法）

- 宅地建物取引士試験に合格した者は、都道府県知事の登録を受けることができる。登録は、宅地建物取引士資格登録簿に氏名等を登載してする（法 18 条）。
- 都道府県知事の登録を受けている者は、宅地建物取引士証の交付を申請することができる（法 22 条の 2①）。
- 宅地建物取引士は、取引の関係者から請求があったとき、重要事項の説明をするときは、宅地建物取引士証を提示しなければならない（法 22 条の 4、35 条④）。
- 令和 2 年 10 月 1 日から、宅地建物取引士証への旧姓併記【現姓 [旧姓] 名前】が可能（旧姓のみの表示は不可。宅地建物取引士証の裏面に【氏名欄の括弧内は旧姓】と表示）。
- 「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（平成 13 年国総動第 3 号）において、以下のとおり考え方を明示。

「宅地建物取引士証の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、旧姓使用を希望する者に対しては、宅地建物取引士証に旧姓を併記することが適当と解される。この場合、旧姓が併記された宅地建物取引士証の交付を受けた日以降、書面の記名押印等の業務において旧姓を使用してよいこととする。ただし、業務の混乱及び取引の相手方等の誤認を避けるため、恣意的に現姓と旧姓を使い分けることは、厳に慎むべきこととする。」

#### 4 観光庁の見解

- 全国通訳案内士の登録を受けようとする者に対し、登録証に旧姓の併記が可能であることを確実に周知するため、申請時に旧姓併記が可能な旨を説明するよう都道府県へ周知することは可能である。
- 戸籍上の姓で登録されている者が、登録証に旧姓の併記を希望する場合、既に登録を受けた通訳案内士より希望があれば、旧姓を併記した登録証を再発行することは可能である。

また、既に登録済みの方に対して、業務において旧姓の使用が可能であること

を周知するため、業界団体を通じて周知を行うことは可能である。

- 旧姓併記希望者の登録簿、登録証及び登録情報検索サービスへの記載方法や手続方法について、全国で統一的な運用を可能とするため、都道府県あてに登録簿等の記載方法について周知することは可能である。

その際には、登録情報検索サービスにおいて、旧姓で氏名検索しても、確実にヒットするよう、入力方法を統一することとしたい。

## ○通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）

### 第二章 全国通訳案内士

#### 第三節 全国通訳案内士の登録

（登録）

第十八条 全国通訳案内士となる資格を有する者が全国通訳案内士となるには、全国通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（全国通訳案内士登録簿）

第十九条 全国通訳案内士登録簿は、都道府県に備える。

（登録の申請）

第二十条 第十八条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、登録申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、全国通訳案内士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

（全国通訳案内士登録証）

第二十二条 都道府県知事は、全国通訳案内士の登録をしたときは、申請者に第十八条に規定する事項を記載した全国通訳案内士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

（登録事項の変更の届出等）

第二十三条 全国通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 全国通訳案内士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

#### 第四節 全国通訳案内士の業務

（登録証の提示等）

第二十九条 全国通訳案内士は、その業務を行う前に、通訳案内を受ける者に対して、登録証を提示しなければならない。

2 全国通訳案内士は、その業務を行つている間は、登録証を携帯し、国若しくは地方公共団体の職員又は通訳案内を受ける者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 国又は地方公共団体の職員が前項の請求をするには、その身分を示す証明書を携帯し、全国通訳案内士の要求があるときは、これを示さなければならない。

## ○通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）

(全国通訳案内士登録簿の様式)

第十五条 法第十八条の全国通訳案内士登録簿は、別記第三号様式による。

(全国通訳案内士登録証の様式)

第十八条 法第二十二条の全国通訳案内士登録証（以下「登録証」という。）は、別記第五号様式による。

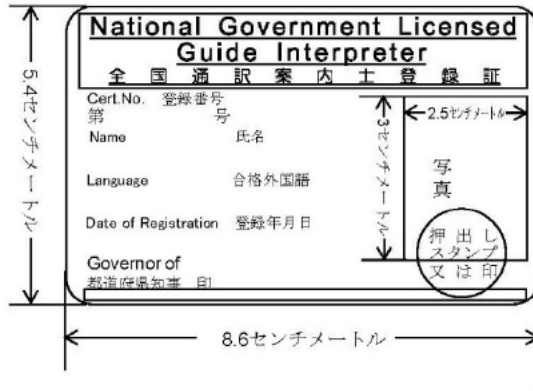
全国通訳案内士登録簿

登録番号	登録年月日	氏名	生年月日	住所	合格した外国語の種類	代理人（非居住者に限る。）	備考

第三号様式（第十五条関係）

(日本産業規格 A列4番)

(表面)



第五号様式（第十八条関係）

(裏面)



## ○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）

### 第四章の二 液化石油ガス設備工事

#### 第一節 液化石油ガス設備工事

（液化石油ガス設備士免状）

第三十八条の四 液化石油ガス設備士免状は、都道府県知事が交付する。

- 2 液化石油ガス設備士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。
  - 一 液化石油ガス設備士試験に合格した者
  - 二 協会又は経済産業大臣が指定する養成施設において、経済産業省令で定める液化石油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者
  - 三 経済産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者
- 3 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、液化石油ガス設備士免状の交付を行わないことができる。
  - 一 次項の規定により液化石油ガス設備士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
  - 二 この法律、高圧ガス保安法若しくは特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令又はガス事業法第六十二条の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 4 都道府県知事は、液化石油ガス設備士がこの法律、高圧ガス保安法若しくは特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はガス事業法第六十二条の規定に違反したときは、その液化石油ガス設備士免状の返納を命ずることができる。
- 5 前各項に規定するもののほか、液化石油ガス設備士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

## ○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）

（免状の交付の申請）

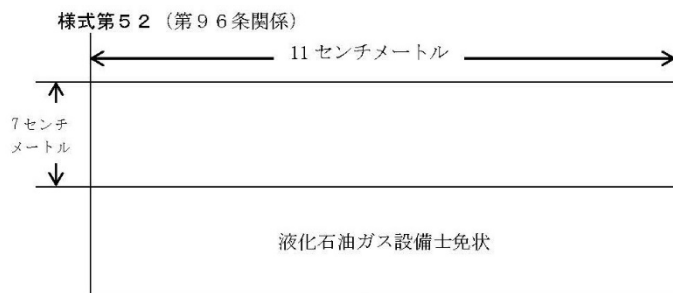
第九十五条 法第三十八条の四第一項の液化石油ガス設備士免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第五十一による申請書に同条第二項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真（その裏面に撮影年月日、氏名及び年令の記載された縦横それぞれ二・五センチメートルのものであって、申請前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身像の無背景のもの。第九十七条において同じ。）二枚を添付して次

に掲げる都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 液化石油ガス設備士試験に合格した者にあつては、当該試験を実施した都道府県知事（法第三十八条の六第一項の規定に基づき、当該試験の実施に関する事務の全部又は一部を協会又は指定試験機関に行わせることとした都道府県知事を含む。）
- 二 液化石油ガス設備士講習の課程を修了した者にあつては、その者の居住地を管轄する都道府県知事
- 三 法第三十八条の四第二項第三号の認定を受けた者にあつては、当該認定を行った都道府県知事

（免状の様式）

第九十六条 免状は、様式第五十二によるものとする。



（表紙内側）

液化石油ガス設備士の心得

- 1 常に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規を守り、作業に関する保安に努めること。
- 2 作業中は、必ず本免状を携帯すること。
- 3 本免状をよごし、損じ、又は失ったときは、再交付の申請をすること。
- 4 本免状を他人に貸したり、譲ったりしないこと。
- 5 本免状の記載事項を書き直したり、写真をはり替えたりしないこと。
- 6 免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内に高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行う講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内に第2回の講習を受けること。第3回以降も同様とする。

液化石油ガス設備士免状

免状の番号	
氏名	
住所	
生年月日	

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第38条の4第1項の規定によりこの修訂証を交付する。

年 月 日

都道府県知事 印

（表）

講習受講記録		
受講年月日	受講場所	受講実施者認印

（裏）

受講年月日	受講場所	受講実施者認印

（表）

備	考
---	---

（裏）

（備考） 1 表紙は、黒色の革、レザー又はビニール製とし、文字は金又は黄文字とする。  
2 用紙は、洋紙とする。



## ○電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）

（電気工事士等）

第三条 第一種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第一種電気工事士」という。）でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事（第三項に規定する電気工事を除く。第四項において同じ。）の作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。

2 第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第二種電気工事士」という。）でなければ、一般用電気工作物に係る電気工事の作業（一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。）に従事してはならない。

3 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める特殊なもの（以下「特殊電気工事」という。）については、当該特殊電気工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者（以下「特種電気工事資格者」という。）でなければ、その作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。

4 自家用電気工作物に係る電気工事のうち経済産業省令で定める簡易なもの（以下「簡易電気工事」という。）については、第一項の規定にかかわらず、認定電気工事従事者認定証の交付を受けている者（以下「認定電気工事従事者」という。）は、その作業に従事することができる。

（電気工事士免状）

第四条 電気工事士免状の種類は、第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状とする。

2 電気工事士免状は、都道府県知事が交付する。

3 第一種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 第一種電気工事士試験に合格し、かつ、経済産業省令で定める電気に関する工事に関し経済産業省令で定める実務の経験を有する者

二 経済産業省令で定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者

4 第二種電気工事士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一 第二種電気工事士試験に合格した者

二 経済産業大臣が指定する養成施設において、経済産業省令で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者

三 経済産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者

5 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、電気工事士免状の交付を行

わないことができる。

- 一 次項の規定による電気工事士免状の返納又は次条第六項の規定による特種電気工事資格者認定証若しくは認定電気工事従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
  - 二 この法律の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 6 都道府県知事は、電気工事士がこの法律又は電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十八条第一項の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができる。
- 7 電気工事士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、政令で定める。

## ○電気工事士法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 97 号）

（免状の交付の申請）

第六条 免状の交付を受けようとする者は、様式第二による申請書に、第一種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては法第四条第三項各号の一に、第二種電気工事士免状の交付を受けようとする者にあつては同条第四項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真二枚を添えて、次の区分による都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 法第四条第三項第一号又は同条第四項第一号若しくは第二号に該当する者にあつては、その者の住所地を管轄する都道府県知事
  - 二 法第四条第三項第二号又は同条第四項第三号に該当する者にあつては、当該各号の認定を行つた都道府県知事
- 2 都道府県知事は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第一項の規定により免状の交付を受けようとする者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときは、免状の交付を受けようとする者に対し、住民票の写しを提出させることができる。

（免状の様式）

第七条 第一種電気工事士免状は様式第三に、第二種電気工事士免状は様式第三の二によるものとする。

様式第3 (第7条関係)

(表紙)

11 センチメートル
7 セ ン チ メ ー ト ル
第一種電気工事士免状

(表紙内側)

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。(電気工事士法第5条第2項)</li><li>2 免状を汚し、損じ、又は失ったときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。(電気工事士法施行令第4条)</li><li>3 氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に申請し、書き換えてもらうこと。(同令第5条)</li><li>4 この免状は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。</li><li>5 住所を変更した場合は、訂正しておくこと。</li><li>6 免状の交付を受けた日から5年以内に経済産業大臣が指定する者が行う自家用電気工作物の保安に関する講習を受けること。当該講習を受けた日以降も同様とする。(電気工事士法第4条の3)</li></ol>

都道府県名 第 _____ 号	
第一種電気工事士免状	
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="text-align: center; margin-right: 10px;">             3センチメートル              ←————→           </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: -20px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">↑</div> <div style="position: absolute; bottom: -20px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">↓</div> <div style="position: absolute; left: -20px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">4 センチ メー ートル</div> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">写真</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">             押出し スタンプ           </div> </div>	<p>氏名 _____</p> <p>生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生</p> <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日交付</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>

(表)

講習受講記録		
受講年月日	受講場所	講習実施者認印

(裏)

講習受講記録		
受講年月日	受講場所	講習実施者認印

(表)

記事	
住所	

(裏)

**様式第3の2** (第7条関係)

表 面

裏 面

記 事	
住 所	

備考

- 1 電気工事の作業に従事するときは、この免状を携帯すること。(電気工事士法第5条第2項)
- 2 免状を汚し、損じ、又は失ったときは、この免状を交付した都道府県知事に再交付を申請できる。(電気工事士法施行令第4条)
- 3 氏名を変更した場合には、この免状を交付した都道府県知事に申請し、書き換えてもらうこと。(同令第5条)
- 4 この免状は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。
- 5 住所を変更した場合は、訂正しておくこと。

## ○中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）

（中小企業の経営診断の業務に従事する者の登録）

第十一条 経済産業大臣は、中小企業者がその経営資源に関し適切な経営の診断及び経営に関する助言（以下単に「経営診断」という。）を受ける機会を確保するため、登録簿を備え、中小企業の経営診断の業務に従事する者であつて次の各号のいずれかに該当するものに関する事項を登録する。

- 一 次条第一項の試験に合格し、かつ、経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者
  - 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者で、経済産業省令で定めるもの
- 2 前項の規定により登録すべき事項及びその登録の手続は、経済産業省令で定める。

## ○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 192 号）

（登録の実施）

第四条 経済産業大臣は、前条第一項の申請があつたときは、当該申請書及び添付書類の記載事項を審査し、当該申請者が法第十一条第一項各号のいずれかに該当する者であると認めたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、第七条に規定する事項を中小企業診断士登録簿（法第十一条第一項の登録簿をいう。以下同じ。）に登録し、かつ、当該登録を受けた者（以下「中小企業診断士」という。）に様式第三による中小企業診断士登録証（以下単に「登録証」という。）を交付する。

- 2 経済産業大臣は、前項の審査の結果、当該申請者が法第十一条第一項各号のいずれにも該当しない者であると認めたときは、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該申請書を返却する。

（登録事項）

第七条 法第十一条第二項の経済産業省令で定める登録すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 住所
- 四 勤務地及び勤務先
- 五 登録番号及び登録年月日
- 六 第十一条に規定する休止の申請の申請年月日及び第十二条に規定する再開の申請の申請年月日

## ○通関業法（昭和 42 年法律第 122 号）

### 第三章 通関士

#### 第二節 通関士の資格

（確認）

第三十一条 通関業者は、通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとするときは、その者の氏名、通関業務に従事させようとする営業所の名称その他政令で定める事項を財務大臣に届け出て、その者が次項の規定に該当しないことの確認を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、通関士となることができない。

一 第六条第一号から第九号までのいずれかに該当する者

二 第六条第四号イに掲げる法律の規定に該当する違反行為をした者であつて、当該違反行為があつた日から二年を経過しないもの

三 次に該当する者であつて、それぞれの停止の期間が経過しないもの

イ 第三十四条第一項の規定により通関業務の停止の処分を受けた者（当該処分の基因となつた違反行為をした者を含む。）

ロ 第三十五条第一項の規定により通関業務に従事することを停止された者

## ○宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）

### 第三章 宅地建物取引士

（宅地建物取引士の登録）

第十八条 試験に合格した者で、宅地若しくは建物の取引に関し国土交通省令で定める期間以上の実務の経験を有するもの又は国土交通大臣がその実務の経験を有するものと同  
等以上の能力を有すると認めたものは、国土交通省令の定めるところにより、当該試験  
を行つた都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該  
当する者については、この限りでない。

- 一 宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当することにより第三条第一項の免許を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの）
- 四 第六十六条第一項第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第一項第五号の規定による届出があつた者（宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 五 第五条第一項第四号に該当する者
- 六 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 七 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 八 暴力団員等
- 九 第六十八条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより登録の消除の処分を受け、その処分の日から五年を経過しない者
- 十 第六十八条の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するとして登録の消除の処分聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）で当該登録が消除された日から五年を経過しないもの
- 十一 第六十八条第二項又は第四項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第二十二条第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が満了しない者



十二 心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

- 2 前項の登録は、都道府県知事が、宅地建物取引士資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登載してするものとする。

(宅地建物取引士証の交付等)

第二十二條の二 第十八條第一項の登録を受けている者は、登録をしている都道府県知事に対し、宅地建物取引士証の交付を申請することができる。

- 2 宅地建物取引士証の交付を受けようとする者は、登録をしている都道府県知事が国土交通省令の定めるところにより指定する講習で交付の申請前六月以内に行われるものを受講しなければならない。ただし、試験に合格した日から一年以内に宅地建物取引士証の交付を受けようとする者又は第五項に規定する宅地建物取引士証の交付を受けようとする者については、この限りでない。
- 3 宅地建物取引士証（第五項の規定により交付された宅地建物取引士証を除く。）の有効期間は、五年とする。
- 4 宅地建物取引士証が交付された後第十九條の二の規定により登録の移転があつたときは、当該宅地建物取引士証は、その効力を失う。
- 5 前項に規定する場合において、登録の移転の申請とともに宅地建物取引士証の交付の申請があつたときは、移転後の都道府県知事は、前項の宅地建物取引士証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする宅地建物取引士証を交付しなければならない。
- 6 宅地建物取引士は、第十八條第一項の登録が消除されたとき又は宅地建物取引士証が効力を失つたときは、速やかに、宅地建物取引士証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
- 7 宅地建物取引士は、第六十八條第二項又は第四項の規定による禁止の処分を受けたときは、速やかに、宅地建物取引士証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。
- 8 前項の規定により宅地建物取引士証の提出を受けた都道府県知事は、同項の禁止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに、当該宅地建物取引士証を返還しなければならない。

(宅地建物取引士証の提示)

第二十二條の四 宅地建物取引士は、取引の関係者から請求があつたときは、宅地建物取引士証を提示しなければならない。

## ○宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）

（宅地建物取引士証の交付の申請）

第十四条の十 法第二十二條の二第一項の規定により宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した宅地建物取引士証交付申請書（以下この条において「交付申請書」という。）に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「宅地建物取引士証用写真」という。）を添えて、登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名、生年月日及び住所
  - 二 登録番号
  - 三 宅地建物取引業者の業務に従事している場合にあつては、当該宅地建物取引業者の商号又は名称及び免許証番号
  - 四 試験に合格した後一年を経過しているか否かの別
- 2 宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者（試験に合格した後一年以内に交付を申請しようとする者及び次項に規定する者を除く。）は、交付申請書に法第二十二條の二第二項に規定する講習を受講した旨の証明を受け、又は交付申請書にその講習を受講した旨の証明書を添付しなければならない。
- 3 法第十九條の二の規定による登録の移転の申請とともに宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者は、第十四條の五の登録移転申請書と交付申請書をあわせて提出しなければならない。この場合において、交付申請書には第一項第二号に掲げる事項は記載することを要しないものとする。
- 4 交付申請書の様式は、別記様式第七号の二の二によるものとする。

（宅地建物取引士証の記載事項及び様式）

第十四條の十一 宅地建物取引士証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 宅地建物取引士の氏名、生年月日及び住所
  - 二 登録番号及び登録年月日
  - 三 宅地建物取引士証の交付年月日
  - 四 宅地建物取引士証の有効期間の満了する日
- 2 宅地建物取引士証の様式は、別記様式第七号の三によるものとする。

様式第七号の三 (第十四条の十一関係)

表

<h2 style="margin: 0;">宅地建物取引士証</h2>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin: 0 5px;"> <span>← 2.4 cm →</span> </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 5px;">写真</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <span>↑</span> <span style="margin: 0 5px;">3.0cm</span> <span>↓</span> </div> </div> </div>	<p>氏 名 ( 年 月 日生)</p> <p>住 所</p> <p>登 録 番 号 第 号</p> <p>登 録 年 月 日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">年 月 日まで有効</p> <p style="text-align: right;">知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span></p> <p>交付年月日 年 月 日</p> <p>発行番号 第 号</p>
<span style="font-size: 1.2em;">← 8.547 cm以上 8.572 cm以下 →</span>	

5.392cm以上 5.403cm以下

裏

<p>備 考</p>
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。</li> <li>2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。</li> <li>3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。</li> <li>4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</li> <li>5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。</li> </ol>

○第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定）（抜粋）

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野

1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し

（1）施策の基本的方向

個人の働き方の多様化、家族形態が急速に変化していることを踏まえつつ、働く意欲のある全ての人がある能力を十分に発揮できるよう、また、様々な施策の効果が必要な個人に確実に届くよう、社会の諸制度を見直す。また、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるよう、男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備を推進する。

（2）具体的な取組

イ 家族に関する法制の整備等

① 現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用の運用は拡充されつつあるが、国・地方一体となった行政のデジタル化・各府省間のシステムの統一的な運用などにより、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。

② 婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているとの声など国民の間に様々な意見がある。そのような状況も踏まえた上で、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。

○「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」（令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）（抜粋）

Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会は、女性活躍・男女共同参画の大前提である。このため、以下の事項について強力に取り組む。

（6）女性の直面する困難への対応と各種制度の整備等

人生100年時代が到来するとともに、未婚・単身世帯の増加、平均初婚年齢の上昇、離婚件数の増大等、我が国の家族の姿が近年大きく変化している。こうした変化も踏まえつつ、各種制度等が人生100年時代の結婚・家族、男女共同参画の観点から望ましい在り方となるよう、以下の取組を進める。

○ 家族に関する法制の整備等

現在、身分証明書として使われるパスポート、マイナンバーカード、免許証、住民票、印鑑登録証明書なども旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用の運用は拡充されつつあるが、国・地方一体となった行政のデジタル化・各府省間のシステムの統一的な運用などにより、婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。

婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているとの声など国民の間に様々な意見がある。そのような状況も踏まえ、家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。

## 出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について ～顔認証ゲートにおける証印（スタンプ）の省略に伴う負担軽減～

### （相談内容）

普段海外で生活しているが、国内に住んでいる親の介護のため、数か月前に一時帰国した。その際、空港のゲートで、日本人は全員顔認証ゲートを通るように係員から案内され、旅券にスタンプ（証印）を押してもらいことなく入国した。その後、市役所へ住民登録手続に向いたところ、旅券にスタンプがなく、入国年月日が確認できないため住民登録できないと言われた。

法務省本省に出向き、開示請求手数料を支払えば入国年月日を証明してもらえるようだが、親の介護があるため、東京まで出かける時間がなく、現在も住民登録ができず困っている。

### 1 これまでの審議における主な意見

顔認証ゲートの導入により入国審査に要する時間が短縮されたことは評価できるが、帰国後の各種手続において旅券の証印を必要とする方が押印を求めることを失念した場合、後日、個人情報保護法に基づく開示請求が必要となるなど不便が生じているのは問題であるとして、以下のとおり意見があった。

- 当面の対応として、空港等における周知を徹底する必要がある。
- 長期的な対応として、出入国年月日の確認にマイナンバーを活用することはできないか。

### 2 出入国在留管理庁等の対応

#### (1) 当面の対応

出入国在留管理庁は、ポスターや音声を活用するなどし、空港における周知を行っているが、更なる周知の徹底の観点から、令和3年12月、以下の対応を実施

- 入国年月日を必要とする手続を行うのは、主に海外在留者が帰国した場合であることなどから、外務省に対し、証印省略について、在外公館のホームページへの掲載や、海外在留邦人が帰国届を提出する際の広報資料の配付を依頼
  - 依頼を受け、在外公館のホームページに順次、掲載
- ※ 事務局（行政相談管理官室）において、在外公館のうち、海外在留邦人数が多い上位20のホームページを確認したところ、在アメリカ合衆国日本国大使館等18のホームページにおいて掲載されていることを確認

顔認証ゲート等利用時における出入国在留管理庁からの係るお知らせ

日本の空港において、出帰国手続時に顔認証ゲート及び自動化ゲートを利用した場合には、入国審査官から旅券に証印（スタンプ）は押されません。

一方で、海外から帰国した場合における転入届に係る手続などにおいては、旅券の証印（スタンプ）の提示を求められる場合がありますので、必要な方は、顔認証ゲート等通過後、同ゲート後方に待機する職員又は各審査場事務室の職員にお申し付けください。詳しくは、下記のサイトをご覧ください。

記

参考：

顔認証ゲートの更なる活用について（お知らせ）

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07\\_00168.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00168.html)

自動化ゲートの運用について（お知らせ）

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri01\\_00111.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri01_00111.html)

(2) 長期的な対応

出入国在留管理庁は、出入(帰)国記録の管理におけるマイナンバーの活用等について、内閣官房番号制度推進室（内閣府番号制度担当室）との間で、現状について共有を図るとともに、以下の課題の整理を行っている。

- ・ 現時点では、住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者のマイナンバーを活用できない。
- ・ ただし、国外転出者のマイナンバーについては、令和元年度のマイナンバー法等改正を受け、令和6年度までに活用が可能となる。

その後、デジタル庁が発足し、内閣官房番号制度推進室（内閣府番号制度担当室）の業務を引き継いだことから、同庁とも、課題の共有が図られている。

(3) その他関係府省の対応

- 海外在留中に失効した運転免許証の再取得においては、①証印、②出入(帰)国記録を明らかにした出入国在留管理庁の文書、③在外公館が発行した在留証明等により、失効時点で海外にいたことと、やむを得ない理由がやんでからの経過期間を確認している。
- 証印がない場合、出入(帰)国記録の開示請求を行うこととなる可能性が高いことから、警察庁では、国民に不利益が生じないように、開示請求に要する期間については、手続の期限（帰国後1か月以内）から除外することとし、令和3年10月、都道府県警察へ通知した。

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続の見直しについて  
（令和 4 年 1 月 28 日あっせん）

相談等内容

- ① 相続する設備が複数ある場合、設備数の戸籍謄本（原本）が必要。原本は返却されない。
- ② 包括的な相続の場合でも、設備を明示した遺産分割協議書が必要とされる。
- ③ 届出に添付する公的書類は 3 か月以内に発行されたものが必要とされる。
- ④ 相続者の特定のため、法定相続人全員が署名なつ印した相続証明書か、遺産分割協議書が必要。公正証書遺言は認められない。

令和 4 年 1 月 28 日付けで、資源エネルギー庁に対しあっせん。

<あっせん内容>

資源エネルギー庁は、申請者の負担軽減のため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 複数の設備を相続した事業主が、複数事業についての事後変更届出を同時に提出する場合、添付書類の原本は 1 通とし複写の添付を認めること。また、原本についても、申請者が希望する場合は、返却を認めること。
- ② 相続財産の中に設備が含まれていることが遺産分割協議書の文言から明らかであれば、設備の明記はなくとも相続されたとする取扱いとすること。
- ③ 事後変更届出に必要な関係（添付）書類のうち、亡くなった被相続人の除籍謄本については、その内容に変動があるとは考えられないことから、現行の有効期限を不要とする取扱いとすること。
- ④ 相続による事業者変更の事後変更届出において、他の相続人が存在しない場合など、個別の事情に応じ、認定審査上適切な審査が行える場合には公正証書遺言による確認も認めること。





## 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続において添付書類の取扱いを柔軟化します。

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善） —

総務省行政評価局は、太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について、申請者の負担軽減を図るために、資源エネルギー庁にあっせんしました。

★現行の取扱い、★行政苦情救済推進会議の主な意見、⇒あっせん要旨

### 手続の際の添付書類

★相続する設備が複数ある場合、設備数の戸籍謄本（原本）が必要。原本は返却しない。

★原本1通の提出とし、当該原本を確認することで、他の設備は原本の複写で可能ではないか。複写であっても、適正な保管など原本と相違ないことを証明できれば、原本を返却しても問題は生じないのではないか。

⇒複数事業についての事後変更届出を同時に提出する場合、添付書類の原本は1通とし複写の添付を認めること。申請者が希望する場合は、原本の返却を認めること。

### 相続した設備の特定

★包括的な相続の場合でも、設備を明示した遺産分割協議書が必要

★事業を承継する相続人が特定できる範囲において、柔軟な取扱いに変更すべき。

⇒相続財産の中に太陽光発電設備が含まれていることが協議書の文言から明らかであれば、同設備の明記はなくとも相続されたとする取扱いとすること。

### 添付書類の有効期限

★届出に添付する公的書類は3か月以内に発行されたものが必要

★死亡した被相続人の除籍謄本は、その後変更はないことから有効期限は不要ではないか。

⇒亡くなった被相続人の除籍謄本については、現行の有効期限を不要とする取扱いとすること。

### 相続者の特定

★相続者の特定のため、法定相続人全員が署名なつ印した相続証明書か、遺産分割協議書が必要。公正証書遺言は認めない。

★社会的信用があり、制度として確立している公正証書遺言を活用することは妥当ではないか。

⇒他の相続人が存在しない場合など、個別の事情に応じ、認定審査上適切な審査が行える場合には公正証書遺言による確認も認めること。



手続が柔軟化されると負担が減って助かるね！  
詳細は「あっせん文 別紙」を御覧ください。

（本件に関する連絡先）  
総務省行政評価局行政相談管理官室  
電話：03-5253-5111（代表）

(公印省略)

総評行第2号  
令和4年1月28日

経済産業省 資源エネルギー庁次長 殿

総務省 行政評価局長

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続の  
見直しについて（あっせん）

当省は、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第14号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、以下のとおり、「複数ある太陽光発電設備を相続し、名義変更を届け出た際に、戸籍謄本等を1か所当たり1通ずつ求められた。設置箇所が複数あったとしても、証明書は原本1通で足りるようにすべきではないか」との相談等がありました。

これを受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議（令和2年9月17日第118回、同年12月8日第119回、3年3月10日第120回、同年7月1日第121回及び同年9月16日第122回）で検討した結果（別紙参照）、当局としては、太陽光発電設備を相続した者の負担軽減のため下記の措置を講ずる必要があると考えますので、御検討ください。

貴庁の措置結果については、令和4年4月28日（木）までにお知らせください。

記

1 相談等の内容

類型① 複数ある太陽光発電設備（以下「設備」という。）を相続し、名義変更を届け出た際に、戸籍謄本等を1か所当たり1通ずつ求められた。設置箇所が複数あったとしても、証明書は原本1通で足りるようにすべきではないか。また、戸籍謄本等は、他の手続でも使うので、審査が終わったら返してほしい。

類型② 遺産分割協議書に設備の明示がなければ届出書類として認められない。遺産を包括的に相続する場合、設備を明示しなくても相続したものと解釈変更してほしい。

類型③ 届出に添付する公的書類は3か月以内に発行されたものとする期限は、相続関係書類に限って設けないでほしい。

類型④ 設備を相続した者を特定する書類として公正証書遺言は認められず、法定相続人全員が署名なつ印した相続証明書を作成するか、遺産分割協議書の提出を求められた。遺産分割協議による相続ではないので、公正証書遺言でも認めてほしい。

※ 類型①から③までは、行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）第 4 条に基づき、総務大臣に対し、行政運営の改善に関する意見として行政相談委員から提出された委員意見であり、類型④は、岡山行政監視行政相談センターが受け付けた行政相談である。

## 2 当局の意見

資源エネルギー庁は、設備を相続した者の負担軽減のため、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 複数の設備を相続した事業主が、複数事業についての事後変更届出を同時に提出する場合、添付書類の原本は 1 通とし複写の添付を認めること。また、原本についても、申請者が希望する場合は、返却を認めること。
- ② 相続財産の中に設備が含まれていることが遺産分割協議書の文言から明らかであれば、設備の明記はなくとも相続されたとする取扱いとすること。
- ③ 事後変更届出に必要な関係（添付）書類のうち、亡くなった被相続人の除籍謄本については、その内容に変動があるとは考えられないことから、現行の有効期限を不要とする取扱いとすること。
- ④ 相続による事業者変更の事後変更届出において、他の相続人が存在しない場合など、個別の事情に応じ、認定審査上適切な審査が行える場合には公正証書遺言による確認も認めること。

## 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について

## 1 制度概要・調査結果等

## (1) 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続

- 再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができることとされている。

※ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。）第 9 条第 1 項

- 事業計画には、申請者の氏名、住所等を記載しなければならないとされている。

※ FIT 法第 9 条第 2 項第 1 号

- 経済産業大臣から認定を受けた者は、申請者の氏名を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならないとされている。

※ FIT 法第 10 条第 3 項

このため、太陽光発電設備の相続があった場合、事後変更届出の手続が必要となる。

この事後変更届出は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「FIT 法施行規則」という。）の様式第 6「再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書」を提出して行わなければならないとされている。

※ FIT 法施行規則第 10 条

- 資源エネルギー庁のホームページ上で公表されている「変更内容ごとの変更手続の整理表」では、相続に係る事後変更届出の添付書類は、①被相続人の戸除籍謄本、②法定相続人全員の戸籍謄本、又は①及び②の代用として法務局より発行された法定相続人情報、③法定相続人全員の印鑑証明書（ここまで、いずれも原本）、④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書が必要とされている。

また、添付書類等について、「公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より 3 カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限りま」とされている。さらに、同庁のホームページでは、「相続に伴う事業者変更を行う場合であって、遺産分割協議書に具体的な相続資産が明記されていない場合に添付が必要」として相続証明書の書式が掲載されている。

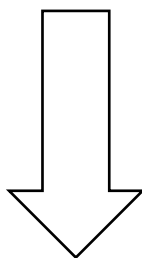


表 変更内容ごとの変更手続の整理表

＜変更内容ごとの変更手続の整理表＞		
(添付書類等について)		
■ 公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より3か月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限ります。		
変更対象の項目	変更手続	添付書類等
相続の場合	事後変更届出	①被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本【原本】（附票を含む。附票がない場合は住民票の除票でも可） ②法定相続人全員の戸籍謄本【原本】 ※①②の代用として法務局より発行された法定相続情報【原本】でも可 ③法定相続人全員の印鑑証明書【原本】 ④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示することが必要

(注) 資源エネルギー庁のホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」に基づき当局で作成

(2) 調査結果

当局が、相談内容ごとに、変更手続の際の添付書類の取扱いについて調査した結果は以下のとおりである。

○ 提出書類の通数及び原本の返却（類型①）について

FIT 法施行規則様式第6では、その注書きにおいて、「公的機関の発行する書類については、届出日より3ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る」とされており、原本の提出を求めている。

「変更内容ごとの変更手続の整理表」では、複数設備を相続した場合、当該設備ごとに添付書類が必要である旨や提出を受けた原本の返却についての言及はみられないが、資源エネルギー庁では、紙申請による方法で手続を行う場合、設備ごとに添付書類の原本の提出が必要であり、提出を受けた原本は返却していないとしている。

この理由について、資源エネルギー庁では、以下のとおり説明している。

- ① FIT 法第9条第1項において、再生可能エネルギー発電設備ごとに事業計画を作成するとされている。このため、その事後変更届出も事業計画ごとに届け出る必要があり、届出内容の厳格な審査のため、添付書類も原本を届出ごとに求めている。
- ② 添付書類（原本）の返却についても、後日届出書の確認を行う場合に備え、行政文書として保存しているため返却していない。

○ 遺産分割協議書（類型②）の提出について

FIT 法施行規則様式第 6 では、その注書きにおいて、「変更前の事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の事業者を申請者とする場合は、変更前の事業者から事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある」とされている。

この点、「変更内容ごとの変更手続の整理表」においても、相続等における添付書類等として、「④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書」とされており、さらに、「※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示することが必要」とされている。

また、資源エネルギー庁のホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」では、「相続に伴う事業者変更を行う場合であって、遺産分割協議書に具体的な相続資産が明記されていない場合に添付が必要」として、相続証明書の書式が掲載されている。当該書式では、「太陽光発電設備を屋根に取り付けている場合、建物の附属設備ではなく、機械及び装置となりますので、必ず切り分けた上で法定相続人の同意をしてください」として、土地、建物、再生可能エネルギー発電設備ごとに相続人を記載させるものとなっている。

当該遺産分割協議書に設備の明示が必要な理由について、資源エネルギー庁では、「太陽光発電設備が明記されていない場合は、誰が当該設備を相続したかを明確に確認できないため」としている。

○ 提出書類の有効期限（類型③）について

FIT 法施行規則様式第 6 では、前述のとおり、その注書きにおいて、「公的機関の発行する書類については、届出日より 3 ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る」とされており、添付する公的書類は、3 か月以内に発行されたものを求めている。

この点、「変更内容ごとの変更手続の整理表」においても、「公的機関の発行する書類については、申請（届出）日より 3 カ月前から当該申請（届出）日までの間に発行された原本に限ります」とされている。

添付書類の有効期限を定めている理由について、資源エネルギー庁では、「真正性を確保するため」としている。

○ 公正証書遺言（類型④）の提出について

前述のとおり、FIT 法施行規則様式第 6 の注書きや、「変更内容ごとの変更手続の整理表」においては、「遺産分割協議書又は相続人全員の同意書」が相続の場合に必要な添付資料とされている。

公正証書遺言を添付書類として認めていない理由について、資源エネルギー庁では、「設備保有者を確実に特定するに当たり、遺言書は被相続人の意思であって、そのみでは必ずしも相続人全員の意思及び合意の確認ができないため」としている。

## 2 行政苦情救済推進会議の審議結果

太陽光発電設備を相続した者の負担を軽減する観点から、資源エネルギー庁に改善を求める必要性について行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

### 【類型①について】

- 複数の設備に係る名義変更手続において、添付書類の原本が設備ごとの申請にそれぞれ1通ずつ必要ということについては、一つの設備に係る申請に対して原本が1通提出され、当該原本を確認することで、他の設備に係る申請には原本を複写して使うことが可能ではないか。
- 添付書類の原本を返却することについて、複写された書類であっても適正に保管され、加工がされていないことを受付機関で証明できれば、後々問題は生じないのではないか。
- 行政手続のコスト削減に係る規制改革推進会議の議論なども参考にすべき。

### 【類型②について】

- 事業を承継する相続人が遺産分割協議書の文言から特定できる範囲において、柔軟な取扱いに変更すべき。

### 【類型③について】

- 死亡した被相続人の除籍謄本については、内容の変更があり得ないものであることから、期限を撤廃すべき。

### 【類型④について】

- 公正証書遺言のみでは事後変更届出を認めないとする現行の手続では、FIT法で遅滞なく事後変更届出を行うこととしながら、相続が発生しても事業承継が認定されないままとなる事態も危惧されることから、そうした事態を回避するため、社会的に信用があって制度として確立しており、その偽造・変造に刑罰が科されている公正証書遺言も活用することが妥当である。

## 3 資源エネルギー庁の見解

規制改革推進会議において、「ワンスオンリー」、「コネクテッド・ワンストップ」など、行政手続の簡素化に関する議論がなされていることを踏まえ、相談等の内容に関する届出が特に多い個人の太陽光発電設備の相続に関する事後変更届出について、代行申請機関である JPEA 代行申請センターとも連携しながら、個別事業の実情を踏まえた申請書類取扱いの柔軟化に向けて、手続を変更することとする。

また、FIT 手続に関して、分かりやすい周知を心掛け、申請者の利便性向上に努めることとする。